

獨協医科大学図書館会議室兼ゼミナール室 利用細則

(平成 23 年 4 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 会議室兼ゼミナール室は、教職員の公的会議、学術研究集会並びにゼミナール講義などの授業の利用を目的とする

(資格)

第 2 条 使用責任者は、本学の教職員、大学院生に限る。

(使用時間)

第 3 条 使用期間は次のとおりとする。

- (1) 1 日とし、継続を希望する場合、次の申込者のない限りこれを延長することができる。
- (2) 使用可能時間は開館から閉館 15 分前までとする。

(部屋の申込)

第 4 条 申込は所定の用紙に記入しておこない、申込順位に従って使用を許可する。

2 申込書はカウンターへ提出するものとする。

第 5 条 予約は次のとおりとする。

- (1) 予約は所定の用紙に記入しておこない、申込順位に従って予約を受付する。
- (2) 使用開始時間を 30 分以上経過しても利用のない場合は、キャンセルとする。

(使用上の注意)

第 6 条 使用上の注意は次のとおりとする。

- (1) 室内の備品は使用后必ず現状に復帰しなければならない。
- (2) 明らかに使用者によって室内の備品等が破損したと認められる場合、使用者は弁償の責を負う。
- (3) 室内で食事をしてはならない。ただし、図書館長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (4) 室内で喫煙をしてはならない。
- (5) 室内で大声をあげてはならない
- (6) 外出時鍵をカウンターに預けなければならない。
- (7) 60 分を越える外出は退室扱いとする。
- (8) 使用終了後は施錠し鍵とチェックシートをカウンターに提出する。備品の貸出を受けていた場合はカウンターに返却する。

(使用の停止)

第 7 条 この細則に違背した場合は、以後の使用を禁止することがある。

(細則の改廃)

第 8 条 この細則の改廃は、獨協医科大学図書館委員会の議を経るものとする。

附 則 (平成22年 規程第 号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。